

道路占用許可申請書

新規	更新	変更	三振地第	号
			年 月 日	
			加水第	号
			年 月 日	

三条地域振興局長 様

〒959-1392
住所 新潟県加茂市幸町二丁目3番5号

氏名 加茂市水道事業
加茂市長 藤田 明美

担当者
TEL 0256(52)0080 (内)241

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用の目的	上水道給水管埋設		
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所	加茂市 地内	
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (1年間)	占用物件 の構造	別紙のとおり
工事の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで(日間)	工事实施 の方法	
道路復旧 の方法	別添図書のとおり	添付書類	別添図書のとおり
備考			

記載要領

- 新規 更新 変更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すると共に、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2つ以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請書にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名記載すること。

道路占用許可書

新潟県 三振地第 号
年 月 日

左記申請の道路占用について書き条件を付して許可します。

三条地域振興局長

記

1. 占用の面積(数量) 申請書記載のとおり
2. 占 用 の 期 間 年 月 日 から 年 月 日まで
3. 工 事 の 期 間 年 月 日 から 年 月 日まで
4. 占 用 料 額 円(ただし 年度分 円)
(1) この金額は、期間中であっても変更することがある。
(2) 占用料は、別に発行する納入通知書により、指定期限までに納入すること。
5. そ の 他 の 条 件
(1) 掘削後の路面復旧は別添により行うこと。なお、検査完了後、 年以内に工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合には、占用者の負担で施行すること。
(2) マンホール首部周辺の路面が、マンホールに起因して補修を要する状態になった場合は、占用者の負担において施行すること。
(3) 道路管理者が、道路に関する工事のため占用許可を取り消し、占用物件の移転、除却等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。
(4) 占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じたときは、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。

申請書添付書類

1. 占用物件の位置図(1/50,000程度で場所を朱書きすること。)
 2. 占用場所の平面図、横断面図及び縦断面図
 3. 占用物件の構造図、設計書及び仕様書
 4. 道路の掘削断面図、復旧断面図及び面積計算書
 5. 他の官公署の許認可書又は確認書の写し
 6. 隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書
 7. 現地の状況を示す写真
 8. その他の必要な写真
- 注)更新の場合にあつては1のみ、変更の場合にあつては1、変更の理由書及び2から7までで変更事項に関するもののみとすることができる。

留意事項

別紙のとおり

付 記

1. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に審査請求することができます。
2. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内(処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取り消しの訴えを提起することができます。